**Webサイト制作業務委託基本契約書**

クライアント名 （以下、「甲」という。）と自社名 （以下、「乙」という。）は、WEB サイト制作並びにその他の制作物に関する業務（以下、「本業務」という。）について、下記のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

甲及び乙は、以上の契約に関し、下記のとおり締結するにあたり、これを証するため、本契約書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

**第１条（目的）**

甲は乙に対し、本業務を委託し、乙はこれを受託する。甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行なう。

**第２条（契約期間）**

本契約の有効期間は、納品後、有償サポート（WEBサイト管理契約など）をご注文いただかない限り、
納品（Webサーバーへの設置）後９０日をもって終了とする。

**第３条（制作料金）**

1. 甲は納入物の対価として、乙からの請求にもとづきその制作等に関する料金及び消費税相当額を乙に支払う。
2. 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び仕様書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、告知せずに価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、請求書記載日までとし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。但し乙が仕様書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、仕様書の記載を優先する。
4. 乙は制作に際するお見積り書兼発注書を都度発行し、甲はお見積り書兼発注書へのサイン（捺印）で制作内容を承諾し・契約を締結したものとする。

**第４条 (着手金)**

乙は、第３条に定める仕様書において本契約と異なる事項を定めた場合以外は、甲による着手金の支払い後、本業務に着手する。なお乙は、着手後の着手金の返金には一切応じないものとする。

**第５条（キャンセル料金）**

制作着手後の甲の都合により、本契約を解除する場合については、甲は乙への着手金をもってキャンセル料とする。

**第６条（納品）**

1. 乙が甲に制作物の納品を行なう前に、甲はインターネット上にてその確認を行なうものとする。
2. 甲は、乙からの確認依頼通知を受領後速やかに、その内容の確認を行なう。甲から乙への確認通知は確認依頼通知への返信メール、または文書により行なう。確認依頼通知の受領後７日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。
3. 甲が制作完了後の更新や修正を希望する場合は、乙規定の方法で知らせる。

**第７条(公開)**

乙は、甲による委託料金の完済後、制作物を公開するものとする。
なお公開後、制作物に掲載された内容に関しては、乙は一切の責任を負わない。

**第８条 (制作物の返品・再制作)**

納品物の再制作の必要がある場合は、費用は甲が負担し、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。なお納品物の返品はできないものとする。

**第９条（所有権の移転、危険負担）**

本制作物の所有権は、甲の内容確認後、且つ当該契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲に移転する。
なお本制作物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても同時に甲に移転する。

**第１０条（契約不適合責任）**

前条の所有権移転から半年以内に、本制作物に瑕疵が発見された場合、乙は速やかに甲と協議し、必要な無償修補、対価の減額等を含む合理的措置を取り決めるものとする。 但し当該瑕疵の原因が、甲から提供された資料の内容による場合にはこの限りではない。

**第１１条（アフターサービス）**

甲及び甲の顧客に対する本制作物のアフターサービス（何ら瑕疵のない本制作物について、 甲がさらに変更・修正が必要と判断する場合の変更・修正業務を含む。）は、甲の費用をもって甲が行なうものとする。

**第１２条（管理業務）**

乙が提供しているホームページコンテンツのうち以下に記載する内容についての管理は、甲が行なうこととする。この管理業務を乙が行う場合は、別途有料契約を必要とする。

1. 初期作成時、乙にホームページへ掲載を依頼した文章原文、画像データの保管
2. ホームページに掲載しているデータのバックアップ

**第１３条（著作権）**

1. 本制作物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、当該契約に係る委託料が完済された時点で、乙から甲に移転するものとする。乙は、甲および甲が指定する第三者に対して、当該制作物に関し著作者人格権を行使しないものとする。また、甲は本制作物を自由に修正、変更、翻案その他の形で利用することができるものとする。
2. 乙は、本制作物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。 甲が本制作物の使用に関して、第三者から権利侵害等の理由に基づく苦情又は請求を受けた場合、甲は乙に対し遅滞なくその旨を通知し、甲乙は、協議により必要且つ可能な対策を講ずるものとする。但し、甲と第三者との紛争の原因が、制作物作成過程において甲の指示、仕様に起因する場合は、乙は責任を負わないものとする。

**第１４条（知的財産権の帰属）**

1. 本制作物の制作過程において生じた考案、アイデア、成果物等に関する知的財産権（著作権その他一切の権利を含む。）は、甲が単独で行った場合は甲に、乙が単独で行った場合は乙に帰属するものとする。甲乙が共同で行った場合は、協議の上帰属を定めるものとする。
2. 甲および乙は、本制作物の利用に限り、前項に基づく相手方の知的財産権を、無償で、改変・加工等を含めて自己利用することができるものとする。
3. 甲は、乙を除く第三者に対し、本制作物の複製、翻案、譲渡等の利用を行わせる場合には、事前に乙の書面による同意を得るものとする。ただし、第13条に基づき当該著作権が甲に帰属している場合はこの限りではない。
4. 乙は、甲の企業名、商品名、サイト名その他甲を識別し得る名称等について、甲の事前の書面による承諾なく、商標権の出願または登録をしてはならない。

**第１５条（再委託）**

1. 乙は、甲の事前の承諾に基づいて本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。
2. 乙は、本業務の再委託先に関して、本契約に基づき、乙が負うと同様の義務を再委託先に対して負わせなければならないものとし、当該再委託先と連帯して責任を負うものとする。

**第１６条（秘密保持）**

1. 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から開示され、又は本業務の遂行過程で取得した相手方の業務上、技術上、その他一切の情報（個人情報を含む。）については秘密情報として扱うものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を公表若しくは第三者へ開示し、又は本契約で定められた業務以外の目的で使用してはならない。
2. 前項の秘密保持義務は、本契約終了後においても存続する。

**第１７条（不可抗力）**

1. 地震、台風、津波その他の天災地変、輸送機関の事故、不慮の事故や疾病その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部の履行の遅延又は履行不能が生じた場合には、甲乙ともにその責任は負わないものとする。
2. 前項に定める事由が生じた場合には、直ちに相手方に対しその旨の通知をし、以後の対応について協議する。

**第１８条（損害賠償）**

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接且つ現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができる。但し損害賠償額については、甲乙が本業務の対価として定めた委託料相当額を累積限度額とする。

**第１９条（契約の解除）**

甲及び乙は、次の場合に本契約を解除することができるものとする。なお、甲及び乙が自らの責めに帰すべき事由によって本契約が解除されたことにより相手方に損害が発生した場合、相手方の請求により、第１８条の規定にもとづく損害賠償をしなければならない。

1. 相手方が本契約の条項に違反し、且つ、当該違反の書面による是正要求を受けた後３０日以内に当該違反が是正されなかったとき。
2. 甲から提供されたテキスト原稿及び画像等のデータに、法令または公序良俗に反するものが含まれる、もしくは含まれる可能性があると乙が判断したとき。
3. その他、取引を継続しがたい相当の事由が発生したとき。

**第２０条（反社会的勢力の排除）**

1. 甲及び乙は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう。）または従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
	1. 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
	2. 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
	3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
	4. 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
	5. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一においても該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
	1. 暴力的な要求行為
	2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
	3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
	4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
	5. その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除できるものとする。
4. 甲及び乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求できるものとする。

**第２1条（協議）**

本契約について甲乙間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、信義誠実をもってこれを解決するものとする。

0000年00月00日

甲：

乙：